

「第3期岡山県国民健康保険運営方針」（素案）について

「岡山県国民健康保険運営方針（対象期間：令和3年度～令和5年度）」について、対象期間が今年度で終了することから、国民健康保険法第82条の2に基づき、3年ごとに策定される国の策定要領を踏まえ、「第3期岡山県国民健康保険運営方針」（素案）を作成した。

1 策定の趣旨

平成30（2018）年度の国民健康保険制度改革により、県は財政運営の責任主体として中心的な役割を担う一方、市町村は資格管理や保険給付、保険料（税）の決定・賦課・徴収、保健事業などの地域住民に身近な業務を担っており、こうした役割分担の下、県と市町村が一体となり、国民健康保険事業を共通認識の下で実施するとともに、市町村の事務の共同化や効率化を推進する。

2 対象期間

令和6（2024）年度から令和11（2029）年度までの6年間

※必要に応じて中間年に見直し

3 これまでの経緯

令和5年	6月	1日	環境文化保健子ども福祉委員会（策定について）
	8月	3日	国民健康保険運営方針等連携会議（策定素案協議）
	8月	24日	国民健康保険運営協議会（策定素案協議）
	10月		市町村から意見聴取
	11月	14日	国民健康保険運営方針等連携会議（素案協議）
	11月	16日	国民健康保険運営協議会（素案協議）

4 運営方針（素案）の概要

別添資料のとおり

5 今後のスケジュール

令和5年	11月	パブリック・コメントの実施（11月21日～12月20日）
令和6年	2月	国民健康保険運営協議会（最終案協議） 環境文化保健子ども福祉委員会（最終案）
	3月	運営方針策定・公表

「第3期岡山県国民健康保険運営方針」（素案）の概要

※下線部は主な改定箇所。そのほか、現況データ、取組内容等を時点修正

【第1章】基本的事項

○策定の趣旨

国民健康保険法に基づき、県と市町村が一体となり、国民健康保険事業を共通認識の下で実施するとともに、各市町村が事務の共同化や効率化を積極的に推進できるよう、運営方針を策定する。

○対象期間（改定後）

令和6年度から令和11年度までの6年間とし、中間年に見直しを行う。

【第2章】国民健康保険の財政運営の考え方

○医療費の動向と将来見通し

- ・被保険者の現況（被保険者数、被保険者年齢構成・職業別世帯数等）
- ・医療費の動向（1人当たり医療費及び診療種別地域差指数等）
- ・医療費の将来見通し

○財政収支の改善と均衡

- ・財政運営の現状（決算状況、決算補填等目的の法定外繰入の状況等）
- ・赤字削減・解消の取組

（新たな法定外繰入の発生防止のため、連携会議の場等で情報共有・周知を行う。）

○財政安定化基金の活用

基金（財政調整事業）を活用し、納付金の著しい上昇の抑制を図るなど財政運営の更なる安定化を図る。

【第3章】納付金及び標準保険料（税）の算定方法

○保険料（税）水準の統一

将来的には、県内で同じ所得水準、同じ世帯構成であれば同じ保険料（税）とすることを目指していくこととし、ワーキンググループ等において、引き続き、統一に係る諸課題の整理やその解決に向けた検討を行う。なお、その過程において、市町村間で合意できた国民健康保険事業等については、順次、共通の取扱いとする。

○納付金及び市町村標準保険料率の算定方式

- ・納付金の算定方式（3方式）
- ・医療費水準の反映（市町村ごとの医療費水準を反映）
- ・標準保険料率の算定方式（3方式）

【第4章】保険料（税）徴収の適正な実施

○収納率の推移及び収納対策の実施状況

○収納率目標の設定

長期的には全国上位10%の水準、短期的には全国上位30%の水準を目標

○収納率目標達成に向けた取組

口座振替促進等広報事業、収納担当職員研修

【第5章】保険給付の適正な実施

○診療報酬明細書（レセプト）点検、第三者行為求償事務、患者調査等の実施状況

○県による保険給付の点検、事後調整の実施

○療養費の支給の適正化

○第三者行為求償事務、過誤調整等の取組強化

【第6章】医療費適正化の取組

予防・健康づくりへの取組がますます必要となっているため、医療費適正化計画との整合性を踏まえ、医療費適正化を積極的に推進

○特定健診・特定保健指導・糖尿病性腎症重症化予防・がん検診・歯科検診の実施状況、後発医薬品の使用状況、重複頻回受診等への訪問指導の実施状況

○医療費適正化に向けた取組

特定健診受診率・特定保健指導実施率向上、生活習慣病対策、後発医薬品使用促進、データヘルス計画の標準化の推進、被用者保険との連携

【第7章】事務の広域的及び効率的な運営の推進

○事務の共同化（事務の標準化・広域化により住民サービスの向上に努める。）

○国民健康保険に係る業務支援システムの標準化

【第8章】保健医療サービス・福祉サービス等に関する施策との連携

○保健医療サービス・福祉サービス等との連携

市町村における保健事業、地域包括ケアシステム構築、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施に係る取組

【第9章】国民健康保険運営における必要な措置

○県・市町村・国民健康保険団体連合会で構成する連携会議を設置

○国保連との連携